

●電気工事士免状のプラスチックカード化について（令和4年6月28日）

令和4年7月1日の受付（※）分より、電気工事士免状の発行（新規・再交付・書換え）は、従来の紙製からプラスチックカード製へ変更になりました。

なお、既に発行された紙製の免状は引き続き有効です。紙製の免状の交付を受けている者が直ちにプラスチックカードに交換することはできません。

電気工事士法施行令第4条第1項に規定されているとおり、免状を汚し、損じ、または失ったとき、紙の免状についてもプラスチックカードにより再交付されます。

また、同令第5条に基づき免状の記載事項に変更を生じ書換え申請をした場合もプラスチックカードにより書換え後の免状が交付されます。